

令和2年度射水市福祉有償運送運営協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年10月12日(月)午後1時30分～午後2時5分
- 2 開催場所 射水市役所本庁舎3階 会議室302
- 3 出席者
 - (1) 委員:平野委員、稲積委員、坂又委員、上野委員、大野木委員、石橋委員、白砂委員、小見委員
 - (2) オブザーバー:藪下(代理:宮脇)オブザーバー、清澤オブザーバー、釣谷オブザーバー
 - (3) 事業者:NPO法人ふらっと宮袋理事長
 - (4) 事務局:久々江福祉保健部次長、渡邊課長、長谷川係長、冨田主任

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 会長及び副会長の選出
- 4 報告事項
 - (1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告 資料1
 - (2) 令和元年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況 資料2
- 5 その他
 - 障がい者の外出・移動支援に関するニーズについて 参考資料
- 6 閉会

【議事要旨】

《報告》

(1) 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告について

(委員)

交付された福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の利用実績についてお尋ねしたい。

(事務局)

交付額金額1,416,000円のうち981,900円の請求があり、利用実績としては交付数の約7割である。

(委員)

高齢者等車いす対応タクシー券や移送サービスについてはどうか。

(事務局)

高齢者等車いす対応タクシー券の利用率は約5～6割である。移送サービスについては、これまでは社会福祉協議会へ委託してボランティアによる送迎を行っていたが、

令和元年6月からはタクシー事業者への委託に変更している。

(2) 令和元年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況について

(委員)

会員登録者数が前年度と比べて5名減となっている要因は何か。

(事務局)

会員登録者は毎年異動がある。会員が支援学校を卒業したり、ふらっとで利用していた福祉サービスの種類が変わったりすることで、福祉有償運送利用の必要がなくなり登録者数が減少する。

(委員)

会員登録状況について、事務局では検査などの確認を行っているのか。

(事務局)

毎年、会員登録簿を提出してもらい、会員の手帳の取得状況等と照合して要件の確認を行っている。

(委員)

利用者は各施設や学校または自宅とふらっととの間で利用しているのか。

(事務局)

有償運送により運送する範囲は発着地のどちらかが射水市内となっており、運営日報で実際の利用状況を確認したところ、発着のうちどちらかがふらっとであった。

《その他》

障がい者の外出・移動支援に関するニーズについて

(委員)

福祉有償運送の必要性の観点についてもう少し説明してほしい。もともと、この事業は旧小杉町において、当時のタクシー等では知的障がい者や重度の身体障がい者の移送が困難であることが発端であったと認識している。近年では事業対象者が重度ではない身体障がい者にも波及しているのではないかと危機感を覚えている。

(会長)

問4の分析結果については、外出時の支援として求められているものは移動困難な条件によって様々であり、ニーズに応じていろいろな形での支援が必要である。有償運送だけが必要というわけではなく、支援の1つとして継続していく必要があると解釈している。

(委員)

奇声やドアを開けようとしたりする等の行動については、タクシーやバスでは対応が困難なこともあるが、支援学校の通学の送迎等を通じて、業界や乗務員の障がい者への理解は進んでいると認識している。またユニバーサルデザイン車両の導入の促進など、すべての人に優しい対応が可能となるよう心がけていることを理解してほしい。

(会長)

支援学校在学中は福祉有償運送を利用して通学し、卒業後はユニバーサルデザインのバス等を利用して就労先へ通勤したり外出したりという望ましい変化を遂げている方もいる。利用できる人は継続して利用できるよう引き続き社会的支援が必要であり、また利用に繋げていくための訓練を行う支援も引き続き必要である。

(事業者)

福祉有償運送の会員登録が減少しているのは、利用者の送迎を行う放課後等デイサービスや就労継続支援の事業所が増え、福祉有償運送を利用せずに福祉サービスが利用できるようになったからである。また、各業界の理解等によりバスやタクシーが利用しやすくなり、障がいのある方の移動方法の選択肢が広がっていることも要因であると考えている。身体障がい者のなかには重度重複障害がある方や医療的ケアを必要とする方など、まだまだ外出が困難な方がいる。そのような方についても支援が行き届くような対応が必要である。

(委員)

知的障がい者については、福祉有償運送の対象となっているが、身体障がい者は対象となっていない。障害種別で要件を決めてしまうのは、障害差別につながるとも考えられるし、身体や精神に障がいのある方も福祉有償運送が利用できるように要件の緩和を検討し、障がいの種別にかかわらず、色々な選択ができるようにしてほしい。

(会長)

射水市の移動支援施策として、あらゆる選択の利用を検討して移動支援困難な方に支援を継続していくべきである。

(事務局)

福祉有償運送事業を導入した時期と比べると障がいのある方の取り巻く環境の変化や障害の重症化・複雑化など状況が変わってきているなかで、今後は福祉有償運送の本来の事業趣旨を踏まえたくえて、対象要件の見直しなどを検討していく必要があると考えている。

(会長)

対象要件や利用条件については利用者が不公平感を感じないよう、事務局等が客観的に確認できるような体制を整えることが必要である。また、要件緩和等に伴って事業者負担が増大しないような配慮も行いつつ、福祉有償運送事業を長く安全に継続していくための検討をしていく必要がある。

(事業者)

重度の身体障害のある方については、まだ公共交通機関等の利用による移動が困難であると考えするため、福祉有償運送を利用できるよう、要件の見直しについて検討をお願いしたい。

(会長)

今の意見については、今後の要望として受け止める。